

分会ニュース

発行責任者 多田 一夫

発行編集者 教 宣 部

え！！特休の日に出張！？

会社は、本年度（平成20年度）に検修業務量を明らかにし、交番検査の業務量は2, 128編成で、大阪第二車両所では年間20日程度の分散特休が発生することを明らかにしました。

4月から分散特休が毎月2日程度発給されていますが、会社は若手社員のアドバイザーの日に分散特休を指定して休日出勤で出張に行かせています。また、別の社員にも出張の日に分散特休を指定していますが、その社員が、会社に分散特休のことで抗議をすると分散特休を変更するということが明らかになりました。簡単に分散特休が変更できるなら社員間で同意があれば分散特休の交代が可能なのです。

J R 東海 労大阪第二車両所分会の『分会ニュースNo. 22』でも明らかのように、会社は分散特休について「会社が指定するもので変更は認めない」「従ってもらう」と言って変更を認めていません。しかし、今回の様に簡単に分散特休の変更ができるのですから社員間の分散特休の変更についても簡単にできるはずです。それをせずに「従ってもらう」というところに分散特休を変更しない本当の理由があるのではなんでしょうか。

関西支社は、業務委員会のなかで分散特休の要員については「必要な現在員は確保している」「年休抑制はない」といってきました。しかし、出張の日に「分散特休」を指定しなければならぬ、休日出勤で出張に行かせることじたい要員が足りないことの証明です。

私たち J R 東海 労大阪第二車両所分会が、『分会ニュースNo. 20』で明らかのように、「1日に最低でも14名の休み」が必要なのです。会社は、分散特休の休日出勤、分散特休の買い上げをすることで、休日出勤を休みの数に含め要員不足を誤魔化しているのです。そのような、誤魔化しを許すことは出来ません。

社員の皆さん！会社が誤魔化しをしないようにするため監視を行っていきましょう。

私たち J R 東海 労大阪第二車両所分会は、誤魔化しを許さず「分散特休」の交代を認め、年間120日の休日と年休20日が取れるよう職場から声を上げていきます。